

児童の一時保護の事務委託の廃止に関する協議について
相模原市と神奈川県との間における児童の一時保護の事務委託の廃止に関し、別紙により協議する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日をもって相模原市と神奈川県との間における児童の一時保護の事務委託を廃止することについて同県と協議いたしたく、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

別紙

児童の一時保護の事務委託の廃止に関する協議書

相模原市と神奈川県との間における児童の一時保護に関する事務委託は、平成
26年3月31日をもって廃止する。

平成 年 月 日

相模原市長 加山俊夫

神奈川県知事 黒岩祐治

議案第 1 3 8 号関係資料

児童の一時保護の事務委託の廃止の概要

1 廃止する事務委託の範囲

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4に規定する児童の一時保護施設において行う次に掲げる児童の一時保護に関する事務の管理及び執行

- (1) 緊急保護(虐待、家出、非行、保護者の不在等により児童の保護をするもの)
- (2) 行動観察(児童への適切かつ具体的な援助方針を定めるために児童の保護をするもの)
- (3) 短期入所指導(児童に対する短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等を行うために児童の保護をするもの)

2 事務委託を廃止する理由

平成26年4月1日から相模原市が一時保護施設を運営することとなったため

3 廃止期日

平成26年3月31日

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成26年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

平成26年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

平成26年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

平成25年度相模原市一般会計補正予算(第4号)

平成25年度相模原市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額245,542,000千円に歳入歳出それぞれ2,712,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,254,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方交付税		千円 6,900,000	千円 1,270,668	千円 8,170,668
	5 地方交付税	6,900,000	1,270,668	8,170,668
55 国庫支出金		43,685,308	788,631	44,473,939
	5 国庫負担金	33,351,116	760,810	34,111,926
	10 国庫補助金	10,154,510	27,821	10,182,331
60 県支出金		10,409,396	357,973	10,767,369
	5 県負担金	5,966,164	343,155	6,309,319
	10 県補助金	3,083,967	14,818	3,098,785
75 繰入金		10,780,141	10,400	10,790,541
	10 基金繰入金	10,737,436	10,400	10,747,836
80 繰越金		2,270,668	284,328	2,554,996
	5 繰越金	2,270,668	284,328	2,554,996
歳入合計		245,542,000	2,712,000	248,254,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 24,214,732	千円 309,271	千円 24,524,003
	5 総務管理費	14,019,913	305,293	14,325,206
	13 市民生活費	7,325,485	3,978	7,329,463
15 民生費		101,305,091	1,930,286	103,235,377
	5 社会福祉費	41,159,656	1,557,556	42,717,212
	10 児童福祉費	36,840,146	372,730	37,212,876
20 衛生費		21,619,278	425,305	22,044,583
	5 保健衛生費	10,309,373	414,905	10,724,278
	15 環境保全費	687,982	10,400	698,382
40 土木費		29,584,274	32,265	29,616,539
	15 都市計画費	16,840,460	29,875	16,870,335
	20 公園費	2,007,674	2,390	2,010,064
45 消防費		7,686,450	9,231	7,695,681
	5 消防費	7,686,450	9,231	7,695,681
50 教育費		18,466,443	5,642	18,472,085
	20 社会教育費	3,212,535	5,642	3,218,177
歳 出 合 計		245,542,000	2,712,000	248,254,000

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
40 土木費	15 都市計画費	川尻大島界土地区画整理事業	千円 486,200

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
地域医療寄附講座開設事業 (平成25年度設定分)	平成25年度から 平成29年度まで	107,300
男女共同参画推進センター 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	156,030
文化会館、南市民ホール、 小田急相模原駅文化交流プラザ 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	1,363,955
市民会館指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	487,434
杜のホールはしもと、 城山文化ホール 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	737,375
緑の休暇村センター、 青根緑の休暇村いやしの湯、 津久井合唱館指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	3,500
市民健康文化センター 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	857,170
北市民健康文化センター 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	876,800
障害者支援センター 松が丘園、けやき体育館 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	1,457,410
津久井障害者地域活動 支援センター指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	76,530
緑第一障害者地域活動支援 センター指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	120,115
新磯ふれあいセンター、 相模の大風センター 指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	318,970
さがみ湖リフレッシュ センター指定管理経費	平成25年度から 平成30年度まで	69,120

事 項	期 間	限 度 額
あじさい会館、あじさい会館南分室、あじさい会館緑分室 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	千円 454,115
勤労者総合福祉センター 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	308,575
産業会館指定管理経費	平成25年度から平成30年度まで	329,145
相模川自然の村、相模川自然の村野外体験教室 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	822,863
相模川ふれあい科学館 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	465,905
相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園、相模大野中央公園 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	947,830
横山公園、鹿沼公園、小山公園 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	984,805
淵野辺公園、相模原球場、相模台公園、古淵鶴野森公園、大野台南テニスコート 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	1,836,003
相模原麻溝公園動物広場 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	421,715
峰山霊園、柴胡が原霊園 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	272,260
市営住宅指定管理経費	平成25年度から平成30年度まで	1,109,919
総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、市体育館 指 定 管 理 経 費	平成25年度から平成30年度まで	1,068,992
総合水泳場指定管理経費	平成25年度から平成30年度まで	1,401,480

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額37,443,000千円に歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,457,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		千円 10,000	千円 14,000	千円 24,000
	5 繰越金	10,000	14,000	24,000
歳入合計		37,443,000	14,000	37,457,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 諸支出金		千円 13,000	千円 14,000	千円 27,000
	5 償還金及び還付 加算金	13,000	14,000	27,000
歳 出	合 計	37,443,000	14,000	37,457,000

和解について

平成23年9月30日相模原市議会9月定例会において議案第95号として議決を経て訴えを提起した、本市が行った指名競争入札において生じた損害に係る損害賠償請求事件(東京高等裁判所平成23年(ワ)第10号)について、次のとおり和解する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

1 和解の相手方

東亜ディーケーケー株式会社

株式会社堀場製作所

紀本電子工業株式会社

2 和解の要旨

- (1) 東亜ディーケーケー株式会社(以下「東亜」という。)は、本市に対し、本件和解金として金4,018,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 株式会社堀場製作所(以下「堀場」という。)及び紀本電子工業株式会社(以下「紀本」という。)は、東亜の本市に対する前号の債務について連帯保証する。
- (3) 東亜は、本市に対し、第1号の金員を平成26年2月16日までに支払う。
- (4) 堀場及び紀本は、本市に対し、平成26年2月16日までに、東亜と連帯して第1号の金員を支払う。
- (5) 東亜、堀場及び紀本(以下「東亜ら」という。)が、第3号又は前号の支払を怠った場合には、東亜らは当然に期限の利益を失い、連帯して第1号の金額から既払金額を控除した残額及びこれに対する平成26年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を直ちに支払う。
- (6) 紀本は、本市に対し、本件和解金として金1,753,000円の支払義務があることを認める。

- (7) 東亜、堀場及び利害関係人である紀本の代表者(以下「利害関係人」という。)は、紀本の本市に対する前号の債務について連帯保証する。
- (8) 紀本は、本市に対し、第 6 号の金員を次のとおり分割して支払う。
- ア 平成 2 6 年 2 月 1 6 日まで 金 7 0 1 , 2 0 0 円
 - イ 平成 2 7 年 2 月 末 日 まで 金 3 5 0 , 6 0 0 円
 - ウ 平成 2 8 年 2 月 末 日 まで 金 3 5 0 , 6 0 0 円
 - エ 平成 2 9 年 2 月 末 日 まで 金 3 5 0 , 6 0 0 円
- (9) 東亜、堀場及び利害関係人は、本市に対し、紀本と連帯して、第 6 号の金員を支払う。
- (1 0) 東亜ら及び利害関係人が、第 8 号又は前号の分割金の支払を 1 回でも怠り、第 8 号の期限から 1 週間を経過してもなお支払がなかった場合には、東亜ら及び利害関係人は、当然に期限の利益を失い、連帯して第 6 号の金額から既払金額を控除した残額及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を直ちに支払う。
- (1 1) 本市は、その余の請求を放棄する。
- (1 2) 本市並びに東亜ら及び利害関係人は、法令上の義務に基づく場合を除き、この和解条項の内容をみだりに第三者に口外しないことを約する。ただし、東亜らが、本件と同種の他の訴訟事件において、当該係属裁判所に開示する場合は、この限りでない。
- (1 3) 本市並びに東亜ら及び利害関係人は、本市と東亜ら及び本市と利害関係人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (1 4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の方法

民事訴訟法(平成 8 年法律第 1 0 9 号)第 8 9 条の規定による訴訟上の和解により行う。

4 事件の概要

- (1) 本市は、これまで大気中の物質を連続的に測定するための自動計測器(以下「大気常時監視自動計測器」という。)を調達するため、東亜ら及び株式会社島津製作所が製造した大気常時監視自動計測器について、指名競争入札を実施し、販売業者を通じて購入してきた。

- (2) 平成 2 0 年 1 1 月 1 2 日、公正取引委員会は、国の機関及び地方公共団体が競争入札又は見積り合わせ等の方法により発注する大気常時監視自動計測器について、東亜らが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 2 2 年法律第 5 4 号)第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。
- (3) 本市は、当該課徴金納付命令の対象となった平成 1 7 年 4 月 8 日から平成 2 0 年 4 月 7 日までに購入した 3 件の大気常時監視自動計測器の入札状況を調査したところ、当該違反行為が行われていた期間と行われなくなった後の入札価格に大きな差が生じており、東亜らの当該違反行為により、自由な競争下における公正な価格形成が妨げられたことを認めた。
- (4) 本市は、平成 2 3 年 7 月 5 日付けで、東亜らに対し、実際の入札価格と当該違反行為がなければ形成されたとであろう入札価格との差額相当額 1 5 , 2 1 8 , 4 9 0 円(以下「差額相当額」という。)の損害賠償を請求したが、東亜らはこれに応じないため、平成 2 3 年 9 月 3 0 日相模原市議会 9 月定例会において議案第 9 5 号として議決を経て、平成 2 3 年 1 1 月 4 日に東京高等裁判所に東亜らに対する差額相当額の損害賠償請求の訴えを提起した。
- (5) 1 4 回にわたる弁論準備手続を経て、平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日に東京高等裁判所から和解条項案の提示がなされた。

提案の理由

本市が行った指名競争入札において生じた損害に係る損害賠償請求事件(東京高等裁判所平成 2 3 年(ワ)第 1 0 号)について和解いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案するものである。

議案第 1 4 2 号関係資料

平成 1 7 年 4 月 8 日から平成 2 0 年 4 月 7 日までの本市の大気常時監視
自動計測器の購入状況

	種 類	製造業者	入札日
1	大気中の二酸化窒素を測定するための自動計測器(2台)	東亜ディーケー ケー株式会社	平成 1 8 年 1 0 月 6 日
2	大気中の二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定するための自動計測器(1台)	東亜ディーケー ケー株式会社	平成 1 9 年 9 月 7 日
	大気中の光化学オキシダントを測定するための自動計測器(1台)		
	大気中の二酸化窒素を測定するための自動計測器(1台)		
3	大気中の二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質を測定するための自動計測器(1台)	紀本電子工業株 式会社	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日
	大気中の浮遊粒子状物質を測定するための自動計測器(1台)		
	大気中の光化学オキシダントを測定するための自動計測器(1台)		